

ご遺族のための手続きガイド

令和7年度 福岡市中央区版

【ご遺族サポート窓口のご案内】

区役所での手続きを軽減するために、
ご遺族サポート窓口を設置しています。
詳細は1ページをご参照ください。

福岡市中央区役所

〒810-8622 福岡市中央区大名2丁目5番31号

☎ 092-714-2131(代表) FAX 092-714-2141



ご遺族サポート窓口 のご利用案内

ご利用の流れ※原則予約制 (予約無しの場合、長い待ち時間や当日の状況によりお断りさせていただく場合があります。)

1 まずはお電話ください

ご遺族サポート窓口専用電話

☎ 092-718-1148

受付時間8時45分から17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
手続きが必要な窓口・持ち物のご案内とサポート窓口の予約を行います。

【ワンストップサービス】 ※事前予約制(ご予約は、来庁希望日の前々日(2開庁日前)の12時まで)
複数の窓口で受け付けていた手続きを一つの窓口でお手続きいただけます。
相談等を伴う手続きは各窓口でのお手続きとなりますので予めご了承ください。
専用の窓口で手続きを行うため、各窓口への移動や待ち時間が軽減されます。
ワンストップサービスをご希望の場合は、ご予約時にご希望する旨をお伝えください。

2 予約当日

中央区役所 1階2番「ご遺族サポート窓口」
へお越しください。

※サポート窓口をご利用されずに、ご自身で各窓口にて手続きしていただくことも可能です。

※15時以降に来庁の場合は、当日中に手続きが終わらない場合もあります。

※亡くなった方の戸籍謄本(全部事項証明)や住民票の記載には、1~2週間以上の日数がかかる場合がありますのでご注意ください。

※サポート窓口ご利用後は、基本的にご自身で各窓口にて手続きを行っていただきます。

●予約日時 月 日 () 時 分

●持ち物チェックリスト

亡くなった方のもの

※代表的なもののみ記載しています。右記ないものは、2ページでご確認ください。

- 国民健康保険被保険者証または資格確認書 限度額適用認定証 (亡くなった方が世帯主であった場合、同一世帯加入者全員の保険証)
- 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 限度額適用認定証
- 会葬礼状または埋火葬許可証の写しまたは葬儀代領収書等
※葬祭費の請求時に亡くなった方と喪主が確認できるものが必要
- 介護保険被保険者証 負担割合証 負担限度額認定証
- 交通用福祉ICカード、タクシー助成券
- 身体障害者手帳、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
- 被爆者健康手帳
- 死亡診断書の写し
- 年金証書(年金手帳、年金の郵便物)
- その他 ()

ご遺族の方のもの

- 本人確認書類
- 1点：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳等
- 2点：健康保険の資格確認書、介護保険の被保険者証等
- 預金通帳(申請者のもの)
- 認印(捺印が必要となる場合があります。)
- ご遺族のための手続きガイド
- 委任状(必要時のみ) 21ページに様式あり
- その他 ()

区役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック をしましょう。

区分	亡くなった方について	主な手続き	該当	済	受付窓口	参照ページ
住民登録	3人以上の世帯の世帯主であった	●世帯主変更の届出		<input type="checkbox"/>	市民課	P.5
	印鑑登録証、個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カードを持っていた	手続き及びカード返却の必要はありません。 ※印鑑登録証はハサミを入れて破棄してください。 ※マイナンバーカードまたは通知カードは、相続手続き等に必要な場合があるため、手続き終了後にハサミを入れて破棄してください。				
年金	国民年金のみを受給していた、加入していた(未受給) ※第3号被保険者(配偶者の扶養)期間がある方は、年金事務所での受付となる場合があります。	国民年金のみの手続き <受給していた> ●未支給年金の請求 ●遺族基礎年金の請求 <加入していた(未受給)> ●死亡一時金の請求 ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求		<input type="checkbox"/>	保険年金課	P.6
	その他の年金を受給していた、加入していた(未受給) ※加入していた年金制度の窓口へお問い合わせください。	厚生年金【年金事務所】での手続き ●未支給年金の請求 ●遺族厚生年金の請求 など			※予約制 年金ダイヤル ☎0570-05-1165 中福岡年金事務所 ☎092-751-1232	P.6
		共済年金：加入していた共済組合 恩給：総務省恩給相談窓口 企業年金：企業年金コールセンター			☎03-5273-1400 ☎0570-02-2666	
保険	後期高齢者医療保険に加入していた	後期高齢者医療保険の手続き ●保険証または資格確認書の返却 ●送付先の変更届 ●各種認定証の返却 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費の払戻し申請		<input type="checkbox"/>	保険年金課	P.7
	国民健康保険に加入していた	国民健康保険の手続き ●保険証または資格確認書の返却 ●送付先の変更届 ●各種認定証の返却 ●葬祭費の支給申請 ●世帯主変更 ●高額療養費の払戻し申請		<input type="checkbox"/>	保険年金課	P.8

区役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	受付窓口	参照ページ
保険	その他の健康保険に加入していた	※加入していた健康保険の保険者へお問い合わせください。				
	その他の健康保険に加入していて、家族を扶養していた	●国民健康保険の加入		<input type="checkbox"/>	保険年金課	P.8
	子ども、ひとり親家庭、重度障がい者の医療証を持っていた	●各種医療証の返却		<input type="checkbox"/>		P.9
介護保険	65歳以上、または要支援・要介護の認定を受けていた	介護保険の手続き ●介護保険証等の返却 ●送付先変更届 ●高額介護サービスの未支給分の請求		<input type="checkbox"/>	福祉・介護保険課	P.9
高齢者	高齢者福祉サービスを受けていた	高齢者福祉サービスの手続き ●高齢者乗車券の返却 ●地域支援事業サービスの廃止		<input type="checkbox"/>	福祉・介護保険課	P.10
障がい等	身体障害者手帳、療育手帳を持っていた	障がい等【区役所】の手続き ●身体障害者手帳の返却 ●療育手帳の返却 ●各種福祉サービスの返却 ●各種手当の喪失届		<input type="checkbox"/>		P.10
	精神障がいのサービスを受けていた	障がい等【あいれふ】での手続き ●精神障害者保健福祉手帳の返却 ●自立支援医療受給者証の返却 ●障がい福祉サービス受給者証の返却		<input type="checkbox"/>	健康課 (あいれふ) 6階	P.11
	小慢・難病・特定疾患・肝炎の受給者証を持っていた	障がい等【あいれふ】での手続き ●小児慢性特定疾病医療受給者証の返却 ●特定医療費（指定難病）受給者証の返却 ●特定疾患医療受給者証の返却 ●肝炎治療受給者証の返却 ●肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の返却		<input type="checkbox"/>		
	被爆者健康手帳を持っていた	被爆者【あいれふ】での手続き ●葬祭料の支給申請 ●死亡届		<input type="checkbox"/>	健康課 (あいれふ) 6階	P.12

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	受付窓口	参照ページ
税金	市県民税の納税義務者だった	市県民税納税通知書送付先の変更手続き		<input type="checkbox"/>	課税課	P.13
	市区内の土地・家屋の所有者であった	固定資産税納税通知者送付先の変更手続き		<input type="checkbox"/>		
	亡くなった方に課税されていた市税については、相続人へ納税義務が継承されます。	市税の納付、ご相談		<input type="checkbox"/>	納税課	
子ども	18歳以下だった	児童手当、児童扶養手当、認可保育所等の手続き (支給等対象になっていた児童が亡くなった場合)		<input type="checkbox"/>	子育て支援課	P.14
	18歳以下のお子様を養育していた	児童手当、児童扶養手当、認可保育所等の手続き (手当を受給等していた方が亡くなった場合)		<input type="checkbox"/>	子育て支援課	
		ひとり親家庭等医療証の申請		<input type="checkbox"/>	保険年金課	
	保護者が亡くなったため、18歳未満のお子様を養育する人がいなくなった	子どもの養育相談		<input type="checkbox"/>	子育て支援課	
その他	令和7年4月1日以降に流産・死産した	妊婦のための支援給付		<input type="checkbox"/>	コールセンター (092-406-0896)	
	改葬(遺骨を中央区内の墓地・納骨堂から別の墓地等に移したい)	改葬許可申請		<input type="checkbox"/>	生活環境課	P.15
	相続について相談したい ※相続税に関することは税務署へ(19ページの国税関係区分を参照)	相続についての相談		<input type="checkbox"/>	市民相談室	

国民年金のみの手続き

手続き・持ち物

届出する人：相続代表人（*1）

<受給していた>

- 未支給年金請求
- 遺族基礎年金請求

<加入していた（未支給）>

- 死亡一時金請求
- 遺族基礎年金請求
- 寡婦年金請求

<各種手続きに必要な書類>

- 亡くなった方の年金証書、または年金手帳
- 請求者の戸籍謄（抄）本（亡くなった方との続柄がわかるもの）
- 請求者のマイナンバー（通知）カード、または世帯全員の住民票（続柄等記載のもの）
- 請求者の預金通帳 死亡診断書の写し
- 生計同一関係に関する申立書（※請求者と亡くなった方が別居の場合）

※第3号被保険者（配偶者の扶養）期間がある方は、年金事務所での受付となる場合があります。

※上記以外にも書類が必要な場合があります。

受付窓口

- 区役所1階⑨
保険年金課（国民年金係）
☎ 092-718-1126

期 限

亡くなった日の翌日から5年以内
（死亡一時金は亡くなった日の翌日
から2年以内）

厚生年金【年金事務所】の手続き

手続き・持ち物

届出する人：相続代表人（*1）

- 未支給年金請求
- 遺族厚生年金請求 など

期 限

亡くなった日の翌日から5年以内

<各種手続きに必要な書類>

- 亡くなった方の年金証書、または年金手帳
- 請求者の戸籍謄（抄）本（亡くなった方との続柄がわかるもの）
- 請求者のマイナンバー（通知）カード、または世帯全員の住民票（続柄等記載のもの）
- 請求者の預金通帳 死亡診断書の写し
- 生計同一関係に関する申立書（※請求者と亡くなった方が別居の場合）

※年金事務所での手続きは、予約優先となっています。

※上記以外にも書類が必要な場合があります。

受付窓口

- ※予約優先
年金ダイヤル
☎ 0570-05-1165
または
中福岡年金事務所
☎ 092-751-1232
〒810-8668
福岡県福岡市中央区大手門2-8-25

（*1）相続代表人・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。（内容により要件あり）

後期高齢者医療保険の手続き

手続き・持ち物

- 保険証または資格確認書の返却・送付先変更届（＊3）
 - 保険証または資格確認書
 - 本人確認書類
- 各種認定証の返却
 - 限度額適用認定証
 - 限度額・標準負担額減額認定証
 - 特定疾病療養受療証

受付窓口

- 区役所 1階⑥ 保険年金課（保険係）
☎ 092-718-1124

期限

速やかに

手続き・持ち物

- 葬祭費の支給申請
 - 喪主の預金通帳
 - 会葬礼状、埋火葬許可証、または葬儀代の領収書等
 - 喪主の本人確認書類
- ※委任状、届出者の本人確認書類が必要な場合があります。

受付窓口

- 区役所 1階⑥ 保険年金課（保険係）
☎ 092-718-1124

期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

手続き・持ち物

- (届出人) 相続代表人（＊1）
- 高額療養費の払戻し申請（＊2）
 - 本人確認書類
 - 相続代表人の預金通帳
- ※戸籍謄本等が必要な場合があります。

受付窓口

- 区役所 1階⑦ 保険年金課（給付係）
☎ 092-718-1123

期限

診療年月の翌月1日から2年以内

- (＊1) 相続代表人・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。
- (＊2) 高額療養費・・・高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。
- (＊3) 送付先変更届・・・单身の方が亡くなった場合など、関係通知の送付先となります。

memo

国民健康保険の手続き

手続き・持ち物

- 保険証または資格確認書の返却・送付先変更届（*3）
 - 保険証または資格確認書
 - 本人確認書類
- 各種認定証の返却
 - 限度額適用認定証
 - 限度額・標準負担額減額認定証
 - 特定疾病療養受療証
- 葬祭費の支給申請
 - 喪主の預金通帳
 - 会葬礼状、埋火葬許可証、または葬儀代の領収書等
 - 喪主の本人確認書類

※委任状、届出者の本人確認書類が必要な場合があります。

手続き・持ち物

- 世帯主変更
 - 加入者全員の保険証または資格確認書
 - 本人確認書類
- 国民健康保険の加入
 - 社会保険資格喪失証明書
 - 本人確認書類

手続き・持ち物

（届出人）亡くなった方が国民健康保険の世帯主の場合
：相続代表人（*1）

- 高額療養費の払戻し申請（*2）
 - 本人確認書類
 - 相続代表人の預金通帳
 - 相続代表人の認印
 - 医療機関の領収書

※戸籍謄本等が必要な場合があります。

（届出人）亡くなった方が国民健康保険の世帯主以外の場合
：世帯主

- 高額療養費の払戻し申請（*2）
 - 本人確認書類
 - 世帯主の預金通帳
 - 世帯主の保険証
 - 医療機関の領収書

※戸籍謄本等が必要な場合があります。

受付窓口

- 区役所 1階⑥ 保険年金課（保険係）
☎ 092-718-1124

期 限

- 保険証または資格確認書の返却
送付先変更届
- 各種認定証の返却
 - ▶速やかに
- 葬祭費の支給申請
 - ▶葬祭を行った日の翌日から2年以内

受付窓口

- 区役所 1階⑥ 保険年金課（保険係）
☎ 092-718-1124

期 限

- ▶速やかに

受付窓口

- 区役所 1階⑦ 保険年金課（給付係）
☎ 092-718-1123

期 限

- ▶診療年月の翌月1日から2年以内

（*1）相続代表人・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を定めるものではありません。

（*2）高額療養費・・・高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

（*3）送付先変更届・・・单身の方が亡くなった場合など、関係通知の送付先となります。

各種医療証の返却

手続き・持ち物

- 各種医療証の返却
 - 重度障がい者医療証
 - ひとり親家庭医療証
 - 子ども医療証

受付窓口

- 区役所 1階⑥ 保険年金課（保険係）
☎ 092-718-1124

期 限

- ▶ 速やかに

介護保険の手続き

手続き・持ち物

- 介護保険証等の返却
 - 介護保険被保険者証
 - 介護保険負担割合証
 - 介護保険負担限度額認定証
- 送付先変更届（*3）
 - 送付先となる方の本人確認書類

受付窓口

- 区役所 2階⑨
福祉・介護保険課（介護サービス係）
☎ 092-718-1102

期 限

- ▶ 速やかに

手続き・持ち物

届出する人：相続代表人（*1）

- 高額介護サービス費の未支給分の請求（*4）
 - 相続代表人の認印
 - 相続代表人の預金通帳

※戸籍謄本等が必要になる場合があります。

受付窓口

- 区役所 2階⑨
福祉・介護保険課（介護サービス係）
☎ 092-718-1102

期 限

- ▶ サービス提供の日の翌月初日から2年以内

（*1）代表相続人・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を定めるものではありません。

（*3）送付先変更届・・・単身の方が亡くなった場合など、関係通知の送付先となります。

（*4）高額介護サービス・・・高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

（*5）障がい福祉サービス・・・居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、共同生活援助（グループホーム）など

（*6）地域生活支援事業・・・移動支援（ガイドヘルプ）、日中一時支援、訪問入浴サービスなど

（*7）障がい児通所サービス・・・放課後等デイサービスなど

高齢者福祉サービスの手続き

手続き・持ち物

- 高齢者乗車券の返却
 - 交通用福祉 IC カード
 - タクシー助成券
- <地域支援事業サービスの廃止>
- 緊急通報システム、声の訪問の廃止届
- あんしんショートステイ、生活支援ショートステイの利用登録証の返却
 - 利用登録証

受付窓口

- 区役所 2 階⑧
- 福祉・介護保険課（高齢者福祉係）
- ☎ 092-718-1145

期 限

- ▶速やかに

障がい等【区役所】の手続き

手続き・持ち物

- 身体障害者手帳の返却
 - 身体障害者手帳
- 療育手帳の返却
 - 療育手帳
- <各種福祉サービス関係書類の返却>
- 障がい福祉サービス受給者証の返却（＊ 5）
 - 障がい福祉サービス受給者証
- 地域生活支援事業受給者証の返却（＊ 6）
 - 地域生活支援事業受給者証
- 障がい児通所サービス受給者証の返却（＊ 7）
 - 障がい児通所受給者証
- 福祉乗車券・福祉乗車証の返却
 - 交通用福祉 IC カード □福祉乗車証
- タクシー助成券の返却
 - タクシー助成券
- 高齢者乗車券の返却
(身体障害者手帳 4～6 級、療育手帳 B の方)
 - 交通用福祉 IC カード
 - タクシー助成券
- まごころ駐車場利用証の返却
 - まごころ駐車場利用証
- 緊急通報システムの返却届
- 福祉電話の返却届
- <各種手当等の喪失届>
- 特別障がい者手当の喪失届
- 障がい児福祉手当の喪失届
- 経過的福祉手当の喪失届

受付窓口

- 区役所 2 階⑦
- 福祉・介護保険課（障がい者福祉係）
- ☎ 092-718-1100

期 限

- ▶速やかに

障がい等【あいれふ】での手続き

手続き・持ち物

- 精神障害者保健福祉手帳の返却
 - 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証の返却
 - 自立支援医療受給者証
- 障がい福祉サービス受給者証の返却
 - 障がい福祉サービス受給者証

手続き・持ち物

- 小児慢性特定疾病医療受給者証の返却
(※死亡時点で有効期間内のものに限る。)
 - 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 特定医療費（指定難病）受給者証の返却
(※死亡時点で有効期間内のものに限る。)
 - 特定医療費（指定難病）受給者証

【※医療費の還付請求中の方は、別途書類等が必要な場合がありますので、窓口へお問い合わせください。】
- 特定疾患医療受給者証の返却
(※死亡時点で有効期限内のものに限る。)
 - 特定疾患医療受給者証
- 肝炎治療受給者証の返却
(※死亡時点で有効期間内のものに限る。)
 - 肝炎治療受給者証

【※医療費の還付請求中の方は、別途書類が必要な場合がありますので、窓口へお問い合わせください。】
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の返却
 - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証

【※医療費の還付請求がある方は、別途書類が必要な場合がありますので、窓口へお問い合わせください。】

受付窓口

- あいれふ 6階②
健康課（健康づくり係）
☎ 092-761-7339

期 限

- ▶ 速やかに

受付窓口

- あいれふ 6階④
健康課（健康づくり係）
☎ 092-761-7340

期 限

- ▶ 随時【※還付請求中の方は速やかに】

被爆者【あいれふ】での手続き

手続き・持ち物

- 葬祭料の支給申請
 - 死亡届
(葬祭料の支給申請が行われた場合は省略できます。)
 - 被爆者健康手帳
 - 死亡診断書または死体検案書の写し
 - 除票 (削除された住民票)
 - 喪主の預金通帳
 - 会葬礼状、埋火葬許可証、または葬儀代の領収書
- 【※各種手当の受取人変更手続きもあるため、事前にご相談ください。】

受付窓口

- あいれふ6階④
健康課 (健康づくり係)
- ☎ 092-761-7340

期 限

- 死亡届
▶ 亡くなった日から14日以内
- 葬祭料の支給申請
▶ 亡くなった日から5年以内

あいれふ案内図 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号



市県民税納税通知書送付先の変更の手続き

※市県民税は次の方に課税されます。

- 市県民税・・・毎年1月1日現在、区内に住所を有しており、前年中（1月～12月）に一定の所得がある方

手続き・持ち物

届出する人：相続人

- 市県民税納税通知書送付先の変更手続き
 - 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等）

受付窓口

- 区役所2階⑤ 課税課（市民税係）
☎ 092-718-1038

期 限

- ▶ 随時

固定資産税納税通知書送付先の変更手続き

※固定資産税は次の方に課税されます。

- 毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有している（法務局に登録している）方

手続き・持ち物

- 納税通知書送付先の変更手続き・・・課税課
 - 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等）
 - 納税通知書
- 相続登記・・・法務局
土地や家屋の登記名義人が亡くなった場合、相続登記が必要です。詳しくは法務局にご相談ください。

受付窓口

- 区役所2階⑥
課税課（固定資産税土地第1係）
☎ 092-718-1045

期 限

- ▶ 随時

市税の納付・相談

※亡くなった方に課税されていた市税については、相続人へ納税義務が継承されます。

手続き・持ち物

届出する人：相続人

- 市税の納付・ご相談
 - 納税通知書
 - 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等）

受付窓口

- 区役所2階③ 納税課（納税係）
☎ 092-718-1028

期 限

- ▶ 随時

児童手当等の手続き（支給等対象になっていた児童が亡くなった場合）

手続き・持ち物

- 児童手当の変更
 - 児童扶養手当の変更
 - 特別児童扶養手当の変更
 - 認可保育園の退所届
 - 第3子優遇事業
- ※ご家庭の状況により必要書類が異なります。
事前にご相談ください。

受付窓口

- 区役所 2階①
子育て支援課（こども家庭福祉係）
☎ 092-718-1101

期 限

- ▶速やかに

児童手当等の手続き（手当を受給等していた方が亡くなった場合）

手続き・持ち物

- 児童手当の変更
 - 児童扶養手当の認定請求
 - 特別児童扶養手当の変更
 - 第3子優遇事業
 - 認可保育園の届出事項変更届
 - 災害遺児手当の認定請求
- ※ご家庭の状況により必要書類が異なります。
事前にご相談ください。

受付窓口

- 区役所 2階①
子育て支援課（こども家庭福祉係）
☎ 092-718-1101

期 限

- ▶速やかに

ひとり親家庭等医療証の申請

手続き・持ち物

- ひとり親家庭等医療証の申請
- 対象者全員の保険証
 対象者全員の戸籍謄本等

受付窓口

- 区役所 1階⑥ 保険年金課（保険係）
☎ 092-718-1124

期 限

- ▶速やかに

子どもの養育相談

手続き・持ち物

- 子どもの養育相談
〔子育てや家庭の問題に関する相談〕

受付窓口

- 区役所 2階②
子育て支援課（こども相談係）
☎ 092-718-1106

改葬許可申請

遺骨を中央区内の墓地・納骨堂から別の墓地等へ移したい方

手続き・持ち物

- 改葬許可申請
申請書類や記入例は、福岡市のホームページでダウンロードできます。

受付窓口

- 区役所 3階⑧
生活環境課（環境衛生係）
☎ 092-718-1092

相続についての相談

手続き・持ち物

相談できる人：福岡市内に住む人、または通勤・通学している人

- 弁護士による法律相談
 - 司法書士相談
- ※右記へお問い合わせください。
※事前予約が必要です。

受付窓口

- 区役所 1階
市民相談室（企画振興課：広報相談係）
☎ 092-718-1014

※相続税については税務署へご相談ください。
(19 ページの国税関係区分を参照)

memo

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.



市役所等での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック をしましょう。

区分	亡くなった方について	主な手続き	該当	済	窓口	
市営住宅	市営住宅の入居者(名義人)だった				福岡市営住宅センター (福岡市住宅供給公社)	
	同居者が入居の承継をする	市営住宅入居承継承認申請		<input type="checkbox"/>	業務課業務係 ☎ 092-271-2562	
	市営住宅を退去する	市営住宅の退去手続き		<input type="checkbox"/>	募集課募集係 ☎ 092-271-2561	
	市営住宅の入居者(同居者)だった	市営住宅同居者異動届		<input type="checkbox"/>	業務課調査係 ☎ 092-271-0901	
上下水道	水道を使用していた				福岡市水道局 お客様センター ☎ 092-532-1010	
	名義人だった	名義人を変更する	名義人・料金支払い方法変更の連絡			<input type="checkbox"/>
		使用を中止する	使用中止の連絡			<input type="checkbox"/>
	井戸水を併用していた		世帯人数変更の連絡		<input type="checkbox"/>	
	井戸水のみを併用していた		使用者・世帯人数変更の連絡		<input type="checkbox"/>	道路下水道局下水道料金課 ☎ 092-711-4507 福岡市役所 6階
下水道受益者負担金を納付中または猶予中だった		下水道事業受益者変更届		<input type="checkbox"/>		
霊園	市立霊園の利用者だった	利用者の変更 (利用権承継申請)		<input type="checkbox"/>	福岡市役所 市立霊園窓口 ☎ 092-711-4869 福岡市役所 4階	
犬	犬の飼い主だった				東部動物愛護管理センター ☎ 092-691-0131 家庭動物啓発センター ☎ 092-891-1231	
	新しい飼い主の住所が福岡市内	所有者の変更 (登録事項の変更)		<input type="checkbox"/>		
	新しい飼い主の住所が福岡市外	所有者の変更 (登録事項の変更)		<input type="checkbox"/>	新しい飼い主の住所地の市区町村役場	

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック をしましょう。

区分	亡くなった方について	主な手続き	該当	済	窓口
農地	福岡市内の農地の所有者だった		<input type="checkbox"/>		農業委員会事務局
	農地の所在地が福岡市東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区玄界島	所有者の変更 (登録事項の変更)	<input type="checkbox"/>		農地調整係 ☎ 092-733-5777 福岡市役所 5 階
	農地の所在地が福岡市西区（玄界島を除く）	所有者の変更 (登録事項の変更)	<input type="checkbox"/>		西部出張所 ☎ 092-806-9435
森林	福岡市内の森林(※)の所有者だった ※福岡県地域森林計画の対象森林（右記森づくり推進課にお問い合わせください。）	森林の所有者届	<input type="checkbox"/>		農林水産局森づくり推進課 ☎ 092-711-4846 福岡市役所 1 4 階
ごみ	ごみについて、通常のごみ出しでは処理しきれないとき ※遺品整理については 26 ページを参照してください。				
	自分で処理施設に持ち込む	自己搬入ごみ事前受付センターに申込	<input type="checkbox"/>		自己搬入ごみ事前受付センター ☎ 092-433-8234
	福岡市が許可した業者に臨時収集を依頼する	担当区域の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼	<input type="checkbox"/>		協同組合福岡市事業用環境協会 ☎ 092-432-0123
原付バイク	原付バイク（125CC 以下）等を所有していた				
	名義変更をする	右記窓口へお問い合わせください	<input type="checkbox"/>		福岡市財政局資産課税課 ☎ 092-292-1604 博多区役所 9 階
	バイク等を処分する		<input type="checkbox"/>		

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	区分	手続き内容等	該当	済	問い合わせ先
生命保険等	生命保険等	死亡保険金・入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入していた生命保険会社、または代理店
	簡易保険	死亡保険金・入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	郵便局
	損害保険等	名義変更・解約等		<input type="checkbox"/>	加入していた損害保険会社、または代理店
預貯金・株等	預貯金口座等	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関等
	株式等	名義変更・解約等		<input type="checkbox"/>	各証券会社等
	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所、または証券保管証書に記載の郵便局
自動車・バイク		自動車税に関すること		<input type="checkbox"/>	福岡県西福岡県税事務所自動車税係 福岡市中央区赤坂1丁目8番8号 福岡西総合庁舎 3階・4階 ☎ 092-735-6214
	普通自動車	名義変更に関すること ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお勧めします。		<input type="checkbox"/>	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 ☎ 050-5540-2078 ※自動音声案内の際に「037」を押してください。
	軽自動車 (三輪以上)			<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 福岡市東区みなと香椎4丁目3番37号 ☎ 050-3816-1750
	二輪の軽自動車 (125CCを超え250CC以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250CCを超えるバイク)	名義変更、または廃車 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。		<input type="checkbox"/>	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 050-5540-2078 ※自動音声案内の際に「037」を押してください。
国税・不動産	国税関係	相続税・所得税・消費税申告		<input type="checkbox"/>	福岡税務署 福岡市中央区天神4丁目8番28号 ☎ 092-771-1151
	不動産	土地・家屋等相続登記		<input type="checkbox"/>	※不動産が中央区所在の場合 福岡法務局(本局) 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック をしましょう。

区分	区分	手続き内容等	該当	済	問い合わせ先
遺言書等	遺言書	検認・開封等	<input type="checkbox"/>		福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 ☎ 092-981-9605 (家事事件受付係)
	相続放棄	相続放棄 ※相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。	<input type="checkbox"/>		
電話	固定電話 (NTT 西日本)	名義変更 (電話加入権の継承届)・解約	<input type="checkbox"/>		(NTT 西日本の場合) 局番なし ☎ 116 携帯電話からは ☎ 0800-2000116
	固定電話 (NTT 西日本以外)	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>		各契約会社
	携帯電話	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>		各契約会社
電気・ガス・NHK他	インターネット	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>		各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>		NHKふれあいセンター フリーダイヤル ☎ 0120-151515
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>		各契約会社
	運転免許証	返納手続き	<input type="checkbox"/>		最寄りの警察署 運転免許試験場
	パスポート	返納手続き	<input type="checkbox"/>		福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡3階 ☎ 092-725-9001
	クレジットカード	解約	<input type="checkbox"/>		各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>		各契約会社

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

世帯主の変更に関する事。 _____

住民票の写しの請求並びに受領に関する事。 _____

戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関する事。 _____

国民健康保険・後期高齢者医療保険、高額医療費の払い戻し申請、葬祭費申請、葬祭費受領並びにその他の申請等の手続き及び受領に関する事。 _____

国民年金の死亡に関する手続きについて。 _____

市税に関する各種手続き、証明書の請求並びに受領に関する事。 _____

令和 年 月 日

委任者（本人）

住 所 _____

氏 名 _____



生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号 () -

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

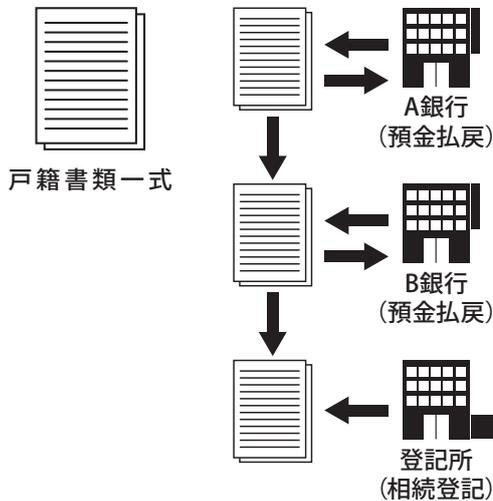
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

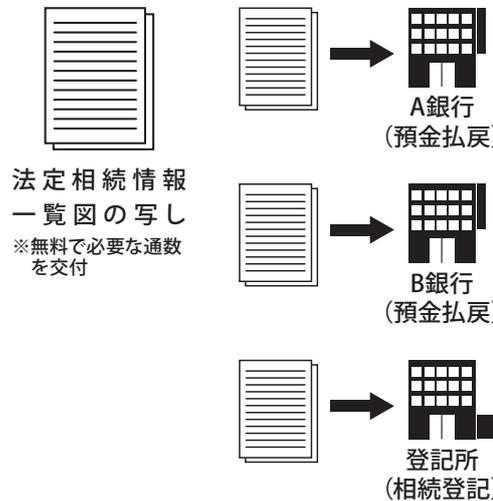
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

ポイント！

- 所有者不明土地の解消に向けた新ルールを法務省がマンガで解説しています。詳しくお知りになりたい方は、参考にしてみてください。



(不動産・相続に関するルール)
出典：法務省HP

- 相続登記の申請方法について、法務省がハンドブックを公表しています。御自身で相続登記をしたいと思う方は、参考にしてみてください。



登記手続ハンドブック(遺産分割協議編)
出典：法務局HP

- 自筆証書遺言書保管制度について、法務省がパンフレットを公表しています。法務局に遺言書を預けたいと思う方は、参考にしてみてください。



自筆証書遺言書保管制度のご案内
出典：法務局HP

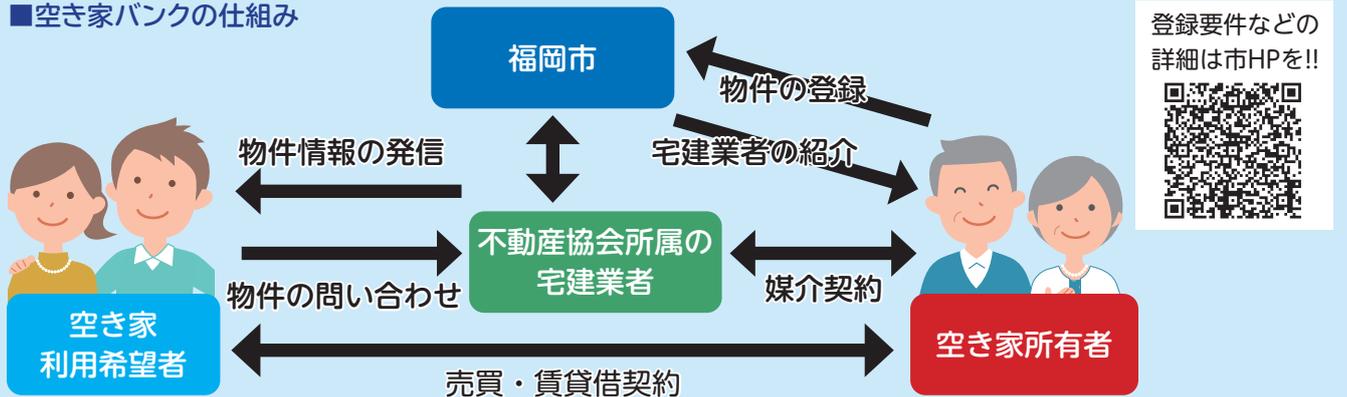
相続した空き家・空地进行を有効活用しませんか？

人が住んでいない住居は、傷みの進行が早く、倒壊や衛生面の悪化などに繋がる恐れがあります。

福岡市空き家バンク

「福岡市空き家バンク」とは、空き家・空地进行を貸したい・売りたい人から市に登録された物件情報を借りたい・買いたい人に紹介する制度です。空き家・空地进行の所有者からの登録を随時募集しています。登録は無料です。また、空き家・空地进行物件の売買・賃貸借契約に関する手続きは、市と連携する不動産協会所属の宅建業者が行います。

■空き家バンクの仕組み



登録要件などの詳細は市HPを!!



■空き家の登録要件

- ①登記が完了し、権利関係が整理されていること
- ②共有の場合、共有者全員の合意が得られていること
- ③不動産会社と媒介契約を締結していないこと など

空き家の発生を抑制するための特例措置 (空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)

空き家を相続した相続人が、その家屋、または敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合、譲渡に係る譲渡所得の金額から 3,000 万円が特別控除される制度です。

1) 耐震改修や取壊しを譲渡前に行う場合



2) 耐震改修や取壊しを譲渡後に行う場合



空き家の譲渡所得の3,000万円(※3)特別控除

(※3) 家屋及びその敷地を相続した相続人の数が3人以上の場合は2,000万円

(※1)昭和56年5月31日以前に建築された家屋に限る。また、相続開始の直前に被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、一定要件を満たせば適用対象となる。

(※2)譲渡の日属する年の翌年2月15日までに実施する必要がある。

■特例の適用を受けるための譲渡日の要件

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までであること

■手続きの流れ



詳細はHPを!!



!!注意!!

制度の適用には、譲渡日要件の他に一定要件がありますので、あらかじめ福岡市及び国土交通省のHPにて詳細を確認し、必要な書類をご準備ください。

お問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局 住宅計画課 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL 092-711-4598 FAX: 092-733-5589 MAIL: j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市の生前整理や遺品整理時の家財の処分について

「生前整理」や「遺品整理」で不要になったものは、リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を行って、できるだけごみを減らした後、市のごみ出しルールに基づき、適正に処理しましょう。

市のごみ出しルール（①②③いずれかの方法）

①通常のごみ出し日に出す。

- 「燃えるごみ」は週2回、「燃えないごみ」「空きびん・ペットボトル」は月1回の収集です。
- 「粗大ごみ」を出す時は、事前に粗大ごみ受付センターへの申込が必要です。※1回につき10点まで

※1回につき45リットルの袋で10袋まで

- ・粗大ごみ受付センター ☎092-731-1153
受付時間/月曜日～土曜日 9:00～17:00 12月29日～1月3日は休み
- ・インターネット受付 <https://sodaigomi-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/>
受付時間/年中24時間受付（メンテナンス期間は除く）
- ・LINE受付
LINEで粗大ごみ収集の申込もできます。まずは友だち追加してからご利用をお願いします。



友だち追加



②市の処理施設に自分で直接持っていく。

- 事前に自己搬入ごみ事前受付センターへの申込が必要です。

- ・自己搬入ごみ事前受付センター ☎092-433-8234
受付時間/月曜日～土曜日 8:30～16:00 1月1日～1月3日は休み
※ごみ搬入予定日の2週間前から搬入希望時刻の30分前まで受付
- ・インターネット受付 <https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco>
受付時間/年中24時間受付（メンテナンス期間は除く）

ごみ処理手数料

10kgまでごとに
140円

③市が許可した業者に臨時収集を依頼する。

- 協同組合福岡市事業用環境協会に連絡してください。

協同組合福岡市事業用環境協会
☎092-432-0123 FAX092-432-0124
受付時間/月曜日～金曜日 9:00～17:00
第1・3・5 土曜日 9:00～12:00
※但し祝日を除く

臨時収集を依頼した場合

収集運搬経費

1m³までごとに
4,070円

+

処分経費

1kgまでごとに
14円

●上記料金は「収集業者が受けることのできる上限の額」です。

問い合わせ先 福岡市環境局 ごみ減量推進課 ☎ 092-711-4039 FAX 092-711-4823
中央区生活環境課（家庭ごみ係） ☎ 092-718-1091 FAX 092-718-1079

生前整理や遺品整理を業者に依頼する場合の留意事項

家財を必要なもの、不要なものに仕分けする作業は、どの業者にも依頼できますが、そのとき発生するごみの収集は、市のごみ出しルールに基づき、市が許可した収集業者に依頼してください。
なお、下記業者は、遺品整理に限り、家財の仕分け作業からごみの収集までワンストップで依頼できます。

業者名	事務所	電話番号
株式会社友心	中央区那の津3丁目11番1号	☎ 092-408-5939
株式会社ダイワテクノサービス	東区松香台1丁目25番11-203号	☎ 092-672-8001

お問い合わせ先 福岡市環境局 収集管理課 ☎ 092-711-4346 FAX092-733-5907

※ごみ出しルールの詳細は、福岡市ごみと資源の分け方・出し方情報サイトに掲載しています。
(<https://kateigomi-bunbetsu.city.fukuoka.lg.jp/>)

memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

発 行 福岡市・中央区
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025 年 7 月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を福岡市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

